

各府省が実施した政策評価についての審査の状況
— 平成14年度 第2次分—

平成15年4月

総務省行政評価局

目次

はじめに

I. 総論

- 1 政策評価制度の導入と「審査」について
 - (1) 政策評価制度の導入と「審査」の位置付け
 - (2) 審査の視点と基本的考え方
- 2 政策評価の方式の類型と審査の整理区分
 - (1) 政策評価の方式の類型
 - (2) 審査の整理区分
- 3 政策評価の実施状況と審査の対象
 - (1) 各府省における政策評価の実施状況
 - (2) 今回の審査対象

II. 各論

(政策評価の在り方(効果の把握)についての法の枠組み)

- 1 実績評価方式を用いた評価
 - (1) 評価方式の特性

ア 実績評価方式

イ 実績評価における評価の枠組み

(評価の方式)

(評価対象とする政策の範囲とその単位)

(目標及び目標期間の設定)

(2) 評価の実施状況

ア 審査対象の評価

イ 評価の手法

(ア) 目標に関し達成しようとする水準の数値化の状況

(イ) 目標期間の設定状況

(ウ) 目的と手段との対応関係

ウ 学識経験を有する者の知見の活用

エ 各府省における工夫の状況

(3) 評価の実効性の向上に向けて

(実績評価における評価の枠組みについて)

(審査の視点の充実等)

2 事業評価方式を用いた評価

(1) 評価方式の特性

(2) 評価の対象と実施時期

(事前評価)

(事後評価)

(評価書の送付と公表の時期)

2 - 1 研究開発を対象とする評価

(1) 評価の枠組みと評価方式の特性

ア 研究開発を対象とする評価

イ 研究開発評価における総合科学技術会議の役割

ウ 研究開発課題の評価の方法

(ア) 評価の対象及び実施時期

(イ) 評価の観点

(ウ) 学識経験を有する者の知見の活用

エ 研究開発施策の評価の方法

(ア) 評価の対象及び実施時期

(イ) 評価の観点及び手法

(2) 評価の実施状況

ア 審査対象の評価

イ 研究開発課題の評価

(ア) 必要性の観点からの評価

(イ) 有効性の観点からの評価

(ウ) 効率性の観点からの評価

(エ) 学識経験を有する者の知見の活用

ウ 研究開発施策の評価

(ア) 研究開発制度の評価

(イ) 研究開発戦略の評価

エ 総合科学技術会議の活動

(ア) 総額約10 億円以上の研究開発の評価

(イ) 大規模新規研究開発の評価

(ウ) 競争的研究資金制度の評価

(3) 評価の実効性の向上に向けて

ア 研究開発課題について

イ 研究開発施策について

2 - 2 個々の公共事業についての評価

(1) 評価の枠組みと評価方式の特性

ア 個々の公共事業についての評価

イ 評価対象の単位と評価の実施時期

(2) 評価の実施状況

ア 審査対象の評価

(ア) 府省ごとの評価実施件数

(イ) 事業種別ごとの評価実施件数

(事前評価)

(再評価)

イ 評価の手法

(事前評価)

(再評価)

ウ 学識経験を有する者の知見の活用

エ 評価で利用した資料その他の情報

(3) 評価の実効性の向上に向けて

2 - 3 事業評価方式を用いたその他の政策についての評価

- (1) 各府省における評価の枠組み
 - ア 事前評価
 - (ア) 評価の対象
 - (イ) 政策効果の把握の手法
 - イ 事後評価(事後の検証)
- (2) 評価の実施状況
 - ア 審査対象の評価
 - (ア) 府省ごとの評価実施件数
 - (イ) 評価の対象とされた政策の概況
 - イ 評価の手法
 - (ア) 必要性の観点からの評価
 - (イ) 有効性の観点からの評価
 - (有効性の検証のポイント)
 - (各府省の取組)
 - (ウ) 効率性の観点からの評価
 - (費用に見合った便益についての判断)
 - (代替手段との比較等)
 - ウ 施策単位と事業単位の評価を一体的に行う取組
 - (経済産業省の評価の仕組み)
 - (「事前評価書」における評価の状況)
 - エ 学識経験を有する者の知見の活用
 - オ 類似事業に関する検討等
- (3) 評価の実効性の向上に向けて
 - (効果(便益)の貨幣換算化)
 - (事後評価を活用した有効性の検証への取組)

個表及び資料編

表目次

I. 総論

- | | |
|----|---------------------------------|
| 表1 | 各府省が実施した政策評価における評価対象政策(施策、事業等)数 |
| 表2 | 各府省の評価の実施のタイミング別評価対象政策(施策、事業等)数 |

II. 各論

1 実績評価方式を用いた評価

- 表1 - 1 実績評価方式を用いた評価における評価の方式
- 表1 - 2 実績評価方式において評価対象とする政策
- 表1 - 3 目標の設定の仕方及び想定されている目標期間
- 表1 - 4 評価対象政策数及び政策評価結果の予算への反映状況
- 表1 - 5 各府省の「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況
- 表1 - 6 目標に関し達成しようとする水準が数値化されている政策
- 表1 - 7 目標に関し達成しようとする水準が数値化されていない政策に設定されている指標の分類
- 表1 - 8 各府省の目標期間の設定状況
- 表1 - 9 政策手段別評価結果の概要(農林水産省)
- 表1 - 10 学識経験を有する者の知見の活用状況
- 表1 - 11 「特記事項」欄の記入事項

2 事業評価方式を用いた評価

- 表2 - 1 評価対象政策別の評価法上の義務付け等

2 - 1 研究開発を対象とする評価

- 表2 - 1 - 1 大綱的指針による評価の対象及び実施時期
- 表2 - 1 - 2 府省の研究開発評価指針における外部評価の活用方針
- 表2 - 1 - 3 研究開発施策の評価の対象及び結果の取扱い
- 表2 - 1 - 4 研究開発施策の評価の実施時期
- 表2 - 1 - 5 評価対象とされた研究開発施策及び研究開発課題の件数
- 表2 - 1 - 6 審査対象となった評価の内訳
- 表2 - 1 - 7 社会的・経済的な効果の評価の状況
- 表2 - 1 - 8 研究開発課題の政策評価における費用の記載状況
- 表2 - 1 - 9 研究開発課題の政策評価における外部評価の実施状況
- 表2 - 1 - 10 競争的研究資金制度について総合科学技術会議が実施する評価の方法
- 表2 - 1 - 11 総合科学技術会議の評価結果及び評価の過程において明らかとなった課題の改善方策

2 - 2 個々の公共事業についての評価

- 表2 - 2 - 1 公共事業関係費の事項(事業区分)と所管省
- 表2 - 2 - 2 評価の実施時期による用語の整理
- 表2 - 2 - 3 評価対象とされた公共事業の件数
- 表2 - 2 - 4 評価対象とされた事業の実施主体
- 表2 - 2 - 5 事前評価における対象事業と件数
- 表2 - 2 - 6 再評価における対象事業と件数
- 表2 - 2 - 7 事前評価における対象事業及び評価の方式
- 表2 - 2 - 8 再評価における対象事業及び評価の方式

表2 - 2 - 9 学識経験を有する者の知見の活用状況

表2 - 2 - 10 評価で使用了資料その他の情報についての評価書における記述等

2 - 3 その他の政策

表2 - 3 - 1 各府省における事前評価の対象

表2 - 3 - 2 事業評価方式を用いた評価の実施件数

表2 - 3 - 3 各府省の事前評価における「必要性」の観点からの分析の特色
